

移動等円滑化取組計画書

2022年6月30日

住 所 埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1
事業者名 西武鉄道株式会社
代表者名（役職名及び氏名） 取締役社長 喜多村 樹美男

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

【段差解消】

当社は、1日あたりの乗降人員3千人以上の駅の段差解消が終了している。今後は、“ホームからの転落防止”と、“車両のバリアフリー化”を中心に進めていく。

【ホームからの転落防止】

可動式ホーム柵は、2021年度までに1日あたりの乗降人員10万人以上の6駅22番線にて整備完了した。2022年度以降は、1日あたりの乗降人員10万人未満駅および10万人以上の駅の未整備番線へ鉄道駅バリアフリー料金制度を活用し整備を進める。

ホーム縁端部内方線は2021年度までに1日あたりの乗降人員が2千人以上の駅への整備を完了した。なお、2022年度は、内方線が整備済であっても点状ブロックがJIS規格に適合していない3駅にて、JIS規格へ適合させる改修を実施する。

【車両の更新】

バリアフリー化に対応した新型車両の導入を推進し、順次置き換える。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

駅施設案内用の触知案内板は、1日あたりの乗降人員が3千人以上の駅で整備完了している。2022年度以降は、1日あたりの乗降人員が3千人未満の駅へ鉄道駅バリアフリー料金制度を活用し整備を進める。

また、障がい者や高齢のお客さまにも安心してご利用いただくために、2004年度より「サービス介助士」の資格取得を進めている。今後もお客さまにやさしい鉄道を目指し、駅係員全員が資格を取得するように推進する。

※上記記載の乗降人員については、2019年度（コロナ禍前）の数値とする。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
内方線付き点状ブロック JIS 規格化	2022 年度 下落合駅、都立家政駅、東大和市駅 計 3 駅で整備予定
車両の更新	バリアフリー化に対応した新型車両の導入 (40000 系車両)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅係員による、設備を使用した役務の提供	車いすご利用のお客さまの円滑な乗降補助として、車両とのすき間およびホームの段差に対して渡り板を使用してお案内している。また、乗降駅への案内連絡方法として、スマートフォンを使用した車いすご利用のお客さまご案内業務支援システムによる運用を行っている。 聴覚障がいをお持ちのお客さまに対しては、筆談器やタブレットの筆談アプリを使用したご案内、QR コードを活用した運行情報等の提供を行っている。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅係員による旅客支援	お困りのお客さまへの積極的なお声がけのほか、車いすや白杖をご利用のお客さまやご高齢のお客さまから介助依頼を受けた際は、列車の乗降支援を継続して実施する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
西武線アプリ	公式スマートフォン向けアプリ「西武線アプリ」について、継続して利便性向上を図る情報を提供する。

音声案内の整備	1日あたりの乗降人員が3千人以上の駅について、音声案内の整備を完了した。 ※上記記載の乗降人員については、2019年度（コロナ禍前）の数値とする。
---------	--

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅係員への教育	駅係員および乗務員にはお客さまサポートマニュアルを配付し教育を実施。お客さまへの積極的な声掛けや誘導対応ができるようにしている。また、入社時をはじめ定期的に接遇教育を実施している。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
掲出物による啓発	駅構内に、国土交通省作成の「視覚障害者への声かけサポート」「優先席」「エレベーター」「バリアフリースイレ」使用についてのポスターを掲出し、ご利用者に対する配慮についての活動を行っている。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> 本社勤務者、技術系全職員へバリアフリーに対する理解度の向上を図るべく、「バリアフリーについて」の通信教育を行った。 行政から基本構想作成のための協力依頼等があれば、必要な協力を行い、公共交通事業者としての責務を果たしていく。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

当社 Web サイト（インフォメーションページ）に掲載
<https://www.seiburailway.jp/newsroom/list.html?keyword=インフォメーション>

VI その他計画に関連する事項

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。